

平成30年5月22日  
住宅局建築指導課  
住宅生産課

建築基準整備促進事業の事業主体を採択しました  
～建築基準等の整備促進に向け、平成30年度調査に着手～

国土交通省では、建築基準等の整備を促進するため、このたび、平成30年度建築基準整備促進事業※の事業主体として、15事業主体（新規10、継続5）を採択しました。

平成30年度建築基準整備促進事業については、平成30年3月5日（月）から4月6日（金）まで新規事業（10課題）について事業主体を募集し、応募のあった12者の中から、同事業評価委員会の審査を経て、採択しました。また、昨年度からの継続課題（5課題）の事業主体についても採択しました。

採択した各調査事項の事業主体は（別紙）のとおりです。

※ 本事業は、国が建築基準の整備を促進する上で必要となる調査事項を提示し、これに基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成を行う民間事業者等を公募によって募り、最も適切な調査の内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、国が当該調査を支援するものです。

本事業の成果については、平成31年春頃に報告会を開催し、各事業主体より報告いただく予定です。

※これまでの建築基準整備促進事業の成果等については、下記 URL を参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000016.html)

問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 加賀田、伊藤（内線 39-530、39-545）  
代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513  
FAX 03-5253-1630